

警察署からのお知らせ

POLICE Information



不法滞在・不法就労防止にご協力を！～不法滞在や不法就労は身近な問題～

熊本県警では、県内でここ数年に継続している不法残留や不法滞在のほか、外国人が違法に仕事をする資格外活動、外国人を違法に雇用する不法就労助長のほか、偽造在留カード所持などの不法滞在を助長する犯罪の取締りも強力に推進すべく

- 出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した取締り
- 地域住民に対する情報提供の呼びかけ
- 沿岸地区及び繁華街地区におけるパトロール活動
- などの活動をおこなっています。



◎皆さんへのお願い

現在、新型コロナウイルスの影響により、訪日外国人の入国が制限されていますが、制限される前の令和元年の訪日外国人は3,188万人（日本政府観光局推計）と、統計以来最多となりました。

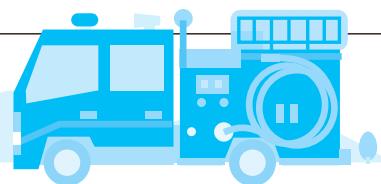
外国人の入国制限が解除されれば、訪日外国人が再び増加していくことが予想され、それに伴って、不法残留や不法就労などの多発が懸念されます。

- 皆さんには、このような情勢をご理解していただき、
- 不法滞在者を雇用している企業や店舗がある。
 - 在留カードなどの身分証を見せようとしない外国人がいる。
 - 近所付き合いや挨拶を全くしない外国人がアパートで集団生活をしている。
 - などの情報があれば、高森警察署または110番へ通報をお願いします。

※適法に滞在されている外国人に対する誹謗中傷は堅くお断りします。

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL(62) 0110

なんでも 南部分署



みなさんのご家庭の 住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

熊本県内のすべての住宅に住宅用火災警報器（住警器）の設置が義務付けられて今年の6月で10年を迎えました。九州各県の消防本部では、6月1日を基準日として、住警器の普及・啓発キャンペーンを展開しています。設置の必要な寝室や階段などに住宅用火災警報器（住警器）の設置がまだお済みでない場合や電池切れなどのサインが出ている場合は、速やかに設置または交換をしましょう。

住警器は少ない投資あなたの**生命・財産**を守ります。

詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。

命を守る
住宅用火災警報器
設置してますか？点検してますか？

九州一齊
住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。
平成23年6月1日から令和3年6月1日で10年を迎えました。
設置してある方や点検してある方には、電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、確認本体を買い入れましょう。

■設置する場所（例）
寝室や玄関は壁掛け式、廊下や洋室は天井式です。
（左写真）壁掛け式（右写真）天井式

■点検方法
ひもを引つめたり、ボタンを押すと、音を鳴らす機能を確認する方法が最も簡単です。

阿蘇広域行政事務組合 TEL(62) 9034 火事・救急 119

【後】 消防本部 阿蘇広域行政事務組合

〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62) 9034 火事・救急 119